

自然共生サイトへの申請について

【提案事項】

- ・伊豆沼・内沼を「自然共生サイト」として認定を目指す。

【申請事由】

・長年地域の方々に守られてきた伊豆沼・内沼の自然環境や、現在も地域連携の基、取り組んでいる自然再生事業は、ネイチャーポジティブの取組そのものであり、これらの活動を広く発信し、全国のネイチャーポジティブの取組に寄与するとともに、伊豆沼・内沼の魅力を発信することで、地元地域のみならず、当該事業に参画する主体を幅広く募る手段として、自然共生サイトの認定を目指すもの。

【申請のメリット】

- ・自然共生サイト」というツールにより伊豆沼・内沼の自然再生の取組を発信できる
- ・国が進める「自然共生サイト」に対するインセンティブを得られる 等

【申請手続き、要調整事項】

- ・活動内容、活動区域、活動主体、申請者の調整
- ・土地所有者や関係法令担当部局の同意
- ・自然環境に関わる学術的なデータの整理
- ・関係機関との調整や事務手続きについては、県自然保護課が中心となって実施するが、各所属の関係部局や地元調整などの際は協議会員各位にも御協力いただきたい。

【今後の予定】

- ・令和7年2月 新法に基づく事務取扱要領等の公表
- ・令和7年4月 新法施行
- ・令和7年度 申請書作成（予定※）
申請内容について、協議会の確認
- ・令和8年度 伊豆沼・内沼自然共生サイト認定（予定※）

※申請・認定のスケジュールについては、環境省の手続きが公開されてから順次検討する。

■ 背景

私たちの社会生活は、自然からの恵みの上に成り立っていますが、経済活動による地球温暖化の進行とともに、地球上の生物の生息・生育環境が、大きく劣化・減少し、現状のまま生物多様性の損失が進むと人間の社会活動自体が立ち行かなくなるといわれています。

2022 年の生物多様性条約（第 15 回締約国会議）において、2030 年までの新たな世界目標として、2030 年ミッションとして、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現を掲げています。この実現に向けて、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30 目標）を目指し、世界的に取組が進められています。

■ 自然共生サイトとは

ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を実施しています。

すでに法律で規定されている保護地域を除き、国内の生物多様性の保全区域として、国際データベースにも登録されます。

■ 県内登録実績 以下4か所 （全国 253 か所）※令和 6 年 1 2 月現在

○「仙台ふるさとの杜再生プロジェクト」の海岸防災林

【場所・面積】 仙台市、3.3ha 【申請者】宮城県仙台市

○仙台市水道局青下水源涵養林

【場所・面積】仙台市、87ha 【申請者】宮城県仙台市

○旧品井沼周辺ため池群

【場所・面積】大崎市、10ha 【申請者】特定非営利活動法人 シナイモツゴ郷の会

○南三陸 FSC®認証林

【場所・面積】本吉郡南三陸町、2481ha、【申請者】南三陸森林管理協議会

■ 自然共生サイトの制度概要

- ・ R7.4.1 からは、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき認定される
- ・ 鳥獣保護管理法など一部の法令に基づく規制行為について特例措置が適応される
- ・ 保護地域として指定されていない地域については、新たに国際データベースに登録される※（※伊豆沼・内沼は対象外）
- ・ 「自然共生サイト」として、環境省等の HP に掲載される
- ・ 国や民間の支援が受けやすくなる（自然保護活動に支援したい企業とのマッチング支援、等）
- ・ 新たな行為規制を伴うものではない